

平成30年度から国民健康保険税(国保税)の税率を改正します

本市では、医療費が年々増加する中、財政調整基金(※1)を活用し、平成27年度に保険税率を引き下げてから平成29年度まで改正することなく据え置いてきました。

平成30年度からは、県が財政運営の責任主体となり、県内の国保の医療給付費などの見込みを立て、市町ごとの国保事業費納付金(※2)と標準保険税率(以下、標準税率)を決定します。県から示された標準税率は、国保の安定的な運営を行うために必要な指標であり、本市では被保険者の急激な負担増とならないよう、財政調整基金を活用して段階的な改定を行います。

また、平成30年度の税制改正に伴い、負担に関する公平の確保と負担能力に応じて応分の負担を図るため、課税限度額を見直すとともに、所得の低い人に対する軽減を拡充します。

なお、平成30年度分の各世帯の国保税の額は、6月中旬に郵送する納税通知書でお知らせする予定です。

(※1) 守山市国保が保有している計画的な財政運営を行うための貯金

(※2) 各市町の国保被保険者の所得や人数に応じた負担金

平成30年度の国保税の税率

区分	課税対象	医療給付費分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分		
		現行⇒改正後	(参考)標準税率	(参考)標準税率	現行⇒改正後	(参考)標準税率	(参考)標準税率	現行⇒改正後	(参考)標準税率	
所得割(※3)	基準所得額	6.2%	6.29%	6.29%	1.8%	2.2%	2.36%	2.3%	1.9%	1.92%
均等割	加入者1人当たり	25,500円	改正なし	25,699円	7,600円	9,100円	9,866円	10,600円	9,900円	9,982円
平等割	1世帯当たり	18,700円	改正なし	19,344円	5,700円	7,000円	7,426円	5,600円	4,700円	4,771円
課税限度額		54万円	58万円	—	19万円	改正なし	—	16万円	改正なし	—

(※3) 所得割の額は、基準所得額(前年中所得-33万円)×税率で算出します。

医療給付費分：現行税率と標準税率の差が小さいため、財政調整基金を活用し、現行税率据え置きとします。

後期高齢者支援金等分：現行税率と標準税率の差が大きいため、標準税率との差を段階的に解消しながら、医療給付費分、介護納付金分を含めた1人当たり税負担が、急激に上昇しないよう税率を設定します。

介護納付金分：現行税率よりも標準税率の方が低いため、標準税率に合わせた税率(端数切り捨て)とします。

財政調整基金を活用した激変緩和措置

税率改正については、被保険者の保険税負担が緩やかな変化となるよう財政調整基金を活用して激変緩和を行いながら、数年をかけて標準税率に近づける予定です。

低所得者に対する軽減(5割軽減と2割軽減の対象を拡充)

世帯主と被保険者および旧被保険者の前年中所得金額の合計が基準以下の場合、均等割額と平等割額を軽減します。

基準額		
軽減割合	現行	改正後
7割軽減	33万円以下の世帯	改正なし
5割軽減	33万円+27万円×被保険者および旧被保険者数	33万円+27万5千円×被保険者および旧被保険者数
2割軽減	33万円+49万円×被保険者および旧被保険者数	33万円+50万円×被保険者および旧被保険者数

旧被保険者：後期高齢者医療制度の適用により国保の資格を喪失した人で、国保喪失日以降も継続して同一世帯に属する人(国保喪失日に国保の世帯主であった人は、引き続き国保の世帯主であることも要件です)

モデルケース別税額比較(1年間国保に加入していた場合の年税額)

モデルケース	現行	改正後	増減額	増減率
大人(40代、給与収入 380万円)、大人(40代、収入なし)、子ども2人の世帯	407,000円	412,000円	5,000円	1.2%増
大人(40代、給与収入 240万円)、大人(40代、収入なし)、子ども2人の世帯	267,300円	271,300円	4,000円	1.5%増
大人2人(70代、年金収入170万円)の世帯	58,800円	61,600円	2,800円	4.8%増
大人1人(70代、課税対象の収入なし)の世帯	17,100円	18,000円	900円	5.3%増

国保税は、国民健康保険制度を支える大切なお金です。

期限内の納付について、加入者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

国保税の支払いについて困難な事情があるときは、お早めに納税相談にお越しください。

☎国保年金課 ☎(582)1120 ☎(582)1138

税務課(税額・課税内容について) ☎(582)1115 ☎(583)9738

納税課(納付について) ☎(582)1118 ☎(583)9738